

# 家庭用コージェネレーションシステム契約

( 選 択 約 款 )

平成28年8月1日 実施

厚 木 瓦 斯 株 式 会 社

## 目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金等	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更または解約	4
11. 設置確認について	5
12. その他	5
付 則	
1. 実施の期日	6
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	6
(別 表)	
1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法	8
2. 料金表	10

## 1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的かつ経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を、変更後の選択約款とするものとします。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」・・・ ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」・・・ 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」・・・ 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」・・・ 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」・・・ 消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (6) 「単位料金」・・・ 8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを以下のいずれかの条件で使用されること。
  - ① 専用住宅又は当社が専用住宅に準ずると認めた建物で使用する。
  - ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。

- (2) 一般需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW以下であること。

## 5. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の当社到着後、当社が申込みを承諾した時に契約が成立いたします。この場合、当社は料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
  - ① 新たにこの選択約款にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
  - ② 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
  - ③ 当社とその他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
  - ④ ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、お客様がこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申込みされた場合には、申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社とその他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 専用住宅又は当社が専用住宅に準ずると認めた建物において、この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款又は一般ガス供給約款に

基づく契約は締結できません。

- (7) 併用住宅において、この選択約款をご選択いただいた場合、居住部分において他の選択約款又は一般ガス供給約款に基づく契約は締結できません。なお、店舗・作業場・事務所など業務部分には、この選択約款は適用できません。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料金等

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合、またはクレジットカード決済により料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にクレジットカード会社から当社に対する立替払いの承認がされた場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
- (3) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金および遅収料金を算定いたします。
- (4) 当社は、早収料金および遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の計算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

=基準単位料金-0.081円×原料価格変動額/100円 ×（1+消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

42,470円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が67,950円以上となった場合は、67,950円といたします。

（算式）

平均原料価格

=トンあたりLNG平均価格×0.9479

+トンあたりLPG平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

## 9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 10. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合 (4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) には、契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 11. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申込みを承諾しない、または速やかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

## 12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

本選択約款は、平成28年8月1日から実施いたします。

### 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、平成28年7月31日まで選択約款の家庭用コージェネレーションシステム契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成28年8月1日以降選択約款の家庭用コージェネレーションシステム契約（以下「本選択約款」といいます。）が適用されるお客さまについて、平成28年8月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、本選択約款7の規程にかかわらず以下のとおり算定いたします。

#### (算 式)

早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

=①旧選択約款適用期間の早収料金+②本選択約款適用期間の早収料金

①旧選択約款適用期間の早収料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）

=③旧選択約款の基本料金× $D_1/D$ （小数点第3位以下の端数切り捨て）

+④旧選択約款8の規定により平成28年3月から平成28年5月の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金× $V_1$

②本選択約款適用期間の早収料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）

=⑤本選択約款の基本料金× $D_2/D$ （小数点第3位以下の端数切り捨て）

+⑥本選択約款8の規定により平成28年3月から平成28年5月の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金× $V_2$

#### (備 考)

$D$  = 上記料金算定期間の日数

（ただし、一般ガス供給約款に定める22（6）①～⑤の規定が適用される場合は、算式中の $D$ を30とする）

$D_1$  =  $D$ のうち旧選択約款適用期間の日数

= 料金算定期間の初日から起算して平成28年7月31日までの日数

$D_2$  =  $D$ のうち本選択約款適用期間の日数

= 平成28年8月1日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$  = 上記料金算定期間の使用量

$V_1$  =  $V$ のうち旧選択約款適用期間の使用量（小数点以下の端数切り捨て）

=  $V \times D_1 / D$

$V_2$  =  $V$ のうち本選択約款適用期間の使用量

=  $V - V_1$



(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧選択約款別表の2および本選択約款別表の2の各々においていずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量Vにより判定します。ただし、一般ガス供給約款に定める2.2(6)①～⑤の規定が適用される場合は、以下の算式により判定いたします。

(算式)

$$1 \text{ か月換算使用量} = V \times 30 / D$$

(別表)

1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早

収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

## 2. 料金表（家庭用コージェネレーションシステム契約）

### （1）適用区分

#### ・料金表A

使用量が0立方メートルから、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

#### ・料金表B

使用量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

#### ・料金表C

使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

### （2）料金表

#### ① 料金表A

##### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	804.60円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	---------------------------

##### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	168.22円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

##### c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### ② 料金表B

##### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,916.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

##### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	83.76円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,412.80円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	77.55円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。